

一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会利益相反管理規則細則

(申告の範囲)

第1条 日本臨床腫瘍薬学会規則第8号の一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会利益相反管理規則(以下「利益相反管理規則」という。)において開示すべき利益相反は一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会(以下「本法人」という)の運営もしくは、発表の内容に関連する事項のみであり、関連しない事項は申告の対象としない。

(申告様式)

第2条 利益相反管理規則第2条に該当する者は様式1を用いて自己申告を行う。

(開示様式)

第3条 利益相反管理規則 第7条に該当する者は様式2を用いて利益相反を開示する。

(審査体制)

第4条 利益相反委員会が審査を行う場合は必ず複数人で実施する。

(審査内容)

第5条 利益相反委員会は本法人の事業の運営に際して配慮すべきことがないか、審査を行うにあたり、申告された内容と主たる所属団体の双方を対象として審査する。

(附則)

第6条 本細則は平成30年3月19日から施行する。